

令和8年4月

労務費ダンピング調査の実施について（お知らせ）

本市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条第1項に基づき、適正な水準の労務費の確保に向け、下記のとおり労務費ダンピング調査を実施します。

記

1 対象案件

令和8年4月1日以降に契約課から発注する「**建設工事**」の全入札案件

2 調査対象者

上記対象案件の落札者又は落札候補者

3 調査の概要

調査対象者が提出した積算内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準（本市設計における直接工事費に0.97を乗じた額）を下回る場合は書面により理由の確認を行います。なお、合理的な回答が確認できなかった場合は、国土交通省（建設Gメン）へ通報します。

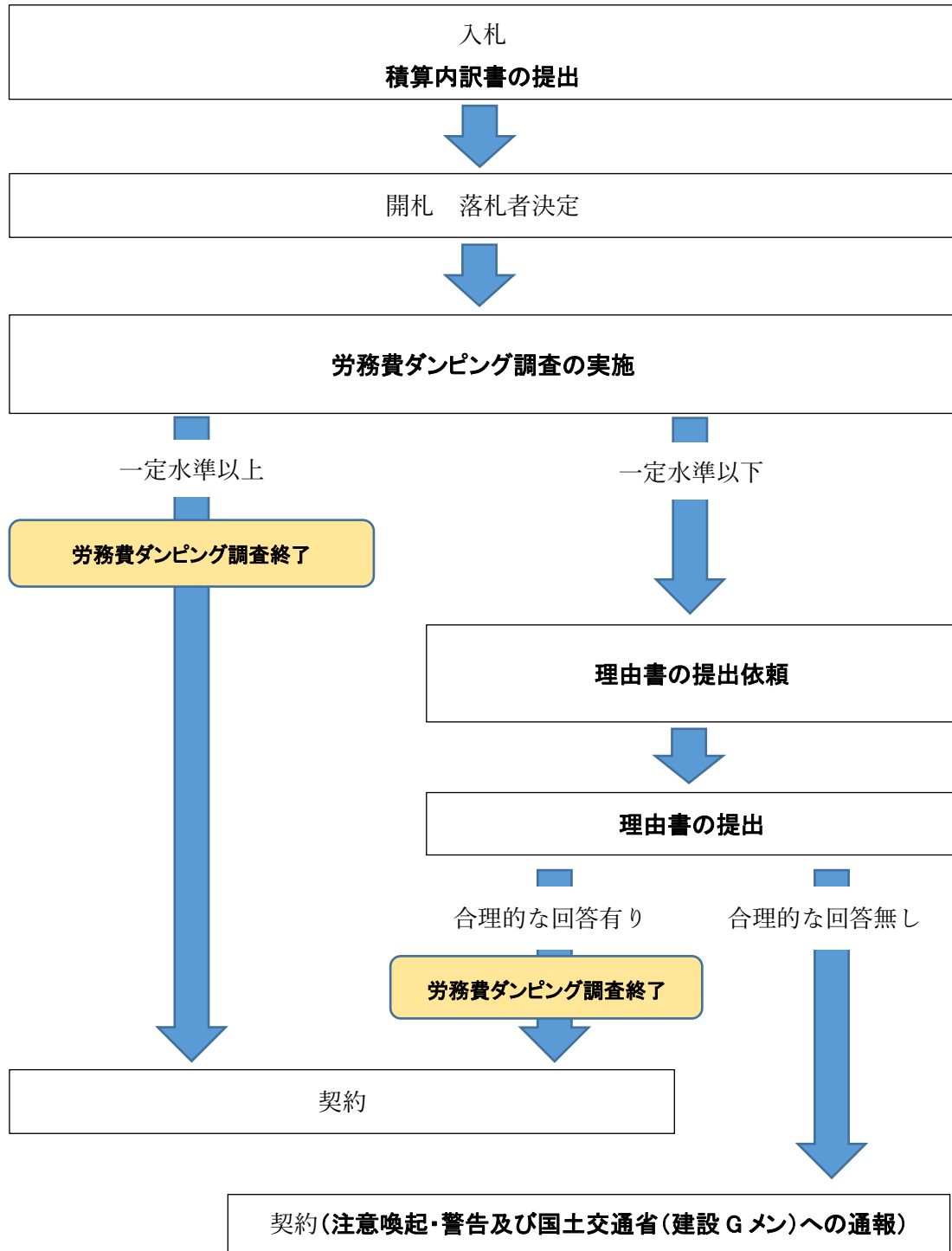
4 調査の流れ

別紙フロー図（指名競争入札・制限付一般競争入札）のとおり

5 その他

- ・ 本調査により、契約が無効となること又は落札者の決定に影響を及ぼすことはありません。
- ・ 理由書の様式は、電子入札ポータルサイトに掲載します。

労務費ダンピング調査フロー図（指名競争入札）



労務費ダンピング調査フロー図（制限付一般競争入札）

